

かたくい通信

福井から原発をとめる
裁判の会 会報

第 3 回口頭弁論 福井地裁 7 月 24 日

浅田正文さんからの意見陳述

& 立証責任についての陳述

次回口頭弁論

10 月 8 日

第 3 回口頭弁論が福井地裁で 7 月 24 日(水)、午後 3 時から行われました。県外も含めて多くの方が駆けつけてくださり、法廷はほぼ満席となりました。

開廷の後、原告側から福島県田村市(旧緊急時避難準備区域)から石川県金沢市に避難している浅田正文さんの意見陳述、さらに第 2 準備書面(平成 25 年 4 月 3 日付求釈明)及び第 3 準備書面(立証責任等について)が提出されており、このうち第 3 準備書面について小島弁護士が陳述しました。なお、本誌第 8 号の「その 1」では浅田さんの意見陳述とその他の情報、「その 2」では第 2 準備書面及び第 3 準備書面を掲載しました。



発行：福井から原発をとめる裁判の会

■事務局連絡先：松田 (090-2037-9322)
■弁護士事務局連絡先：笠原一浩弁護士
〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18
みどり法律事務所 (0770-21-0252)

♡ご支援をよろしくお願いします！

♠ホームページ：<http://adieunpp.net>

(本通信 PDF 版もアップロードしてあります！)

♡カンパ等のゆうちょ銀行振込先
口座名：福井原発差止訴訟を支える会
記号：00760-6 番号：108539
(口座名等はこれまでのままです)

意見陳述

第 2 の人生を奪った原発事故！

原告 浅田正文さん

1. はじめに（第 2 の人生が奪われた）

浅田正文と申します。福島県田村市都路町から石川県金沢市へ避難し早くも 2 年 5 カ月にもなっていました。私の住んでいた所は、原発から 25Km、緊急時避難準備区域に指定されていました。原発の無い世の中になることを祈り、願い、意見陳述します。

私は 18 年前に第 2 の人生を楽しむべく、早期退職し東京から福島県都路村(みやこじむら)(現田村市都路町)に妻と移り住み、自給自足を目指した生活、山菜を摘み、冬には薪ストーブの暖かさに心も温まる生活をしていました。原発事故によりそれらが一瞬にして奪い去られてしまいました。福島へ戻ったとしても自給自足の「生き活きた生活」は望むべくもありません。今年 5 月の測定では、我が家の原木椎茸は 6,000 ベクレル/Kg、我が家から 150m 程の杉林の空間線量は $5\mu\text{Sv/h}$ の線量です。これは福井県の約 100 倍もの放射線量です。

日を重ねるごとに心の中の奥深くに疲れが増しています。まるで出口の無いトンネルの中に放り込まれたようです。気持ちの浮き沈みが激しく、先の見えない不安定な精神状態が続いています。気力が萎え無為な日を過ごしてしまうことが度々あります。不本意ながら、告訴や裁判、脱原発運動、等に多くの時間を割き、私の願っていた生活とは全く別のものになってしまいました。

2. 写真(パワーポイント)

福島の生活の一端と、原発事故後を写真でお示しします。

(写真) 事故前都路の風物誌

(写真) 原発事故後の様子
(一部のみ掲載します)



秋 収穫の喜び！



稲架掛けにして 2 週間天日干し



田畑の土壌改良のための薫炭づくり



冬に向って蓄えた薪



避難から 2 年 - 薪用材に積んであったキノコが . . .



原木シイタケ。家から 15m 位の林の中、空間線量 $0.83 \mu\text{Sv/h}$ 。6,000 ベクレル/Kg



国道 288 号線沿いに置かれた除染した土等を入れたフレコンバッグ。空間線量 $1.26 \mu\text{Sv/h}$ 。この脇をクルマが往来する。



岩井沢小学校校庭のフレコン . . .



郡山市の公園。除染報告看板。

しかし 10 日後には早くも空間線量が上昇。

3. 事故直後の日本(総懺悔した?)

原発事故直後には、「生活スタイルを見直そう」「少しぐらいは我慢しよう」「こまめに節電しよう」等々の意見が新聞投書欄を賑わし、エレベーターの一部を止める等、日本中が総懺悔したかに思えました。私は言葉に尽くせない程の被害を受けていましたがこの事故がきっかけになり、日本が原発にさようならし、生まれ変わると信じ、原発事故の惨禍の中にあって希望を持ったものです。

原発事故の翌年 1 月に横浜で開かれた「脱原発世界会議」開会式で、小学校 4 年生 10 歳の冨塚悠吏君が「大切なのは、僕たちの命ですか、それともお金ですか」とスピーチしました。次に、その一部を紹介します。

冨塚悠吏 (10 歳) 2012-01-14「脱原発世界会議」開会式スピーチ：横浜

(略)原発より安全なエネルギーがあると思います。そしてそのエネルギーは僕たちを苦しめることはないと思うのです。(略)国の偉い人たちに言いたいです。大切なのは僕たちの命ですか。それともお金ですか。僕は病気になりたくはありません。僕には将来の夢があります。科学者などの専門家になって環境に優しいエネルギーの開発や、何か人の役に立つ仕事をしたいです。その夢をかなえるため僕は健康で暮らしたいです。ぜったあ〜い！絶対死にたくはありません。

裁判官の皆さん、被告席の皆さん、10 歳の小学 4 年生の声が届きましたでしょうか。

4. 事故 1 年後の日本(大飯原発再稼働)

それにも拘わらず、昨年 6 月 30 日に当時の野田首相は「大飯原発再稼働を＜首相の責任＞で判断したい。暫定基準でも安全なものは動かさなければならぬ」と言い、7 月に大飯原発が再稼働してしまいました。国が責任を持った結果が福島現在の姿なのにはです。

福島民報(2012-07-16)に「大飯原発再稼働」について 11 歳の小学生の佐々木駿君の投書が載りました。福島県で最大の読者を持つどちらかという保守的な新聞です。タイトルは「外で遊べない・・・原発再稼働反対」です。その一部を紹介します。

佐々木駿 (11 歳) 2012-07-16「福島民報」投書

大飯原発の再稼働が大きな問題になっています。僕は、大飯原発の再稼働について反対です。原発を再稼働すると、もし地震や津波が来て原発をおそったら放射能が漏れてしまうからです。これが第 1 の理由です。(略)再稼働に反対する第 2 の理由は、昨年 3 月 11 日の大震災の時みたいに放射線を浴びて被ばくするという悲惨な経験を、大飯原発がある福井県おおい町などの人たちにはさせたくないということです。(略)だから僕は、あんな経験をさせる原発の再稼働に絶対に反対です。

このように 11 歳の小学生がおおい町の皆さんに自分と同じ目に遭って欲しくないと訴えているのです。私たち大人は、この子どもたちにどのように答えればよいのでしょうか。目先の経済や生活のために、将来を担う子どもや次の世代のために今できることは何でしょうか。福島の惨状を見れば明らかです。

5. 事故直後～3 年目の福島

事故から 2 年 5 カ月経ちましたが、今も 15 万人もの人々が避難生活を強いられています。福島県の事故関連死や自殺者は他県に群を抜いて多く 1,415 人にもなっています(2013-06-18 福島県発表)。「事故による死者ゼロ」などとても言えるものではありません。報道されていませんが多くのの方が心筋梗塞で亡くなられています。例えば、お隣のお爺さんも心筋梗塞でした(2012-01)。部活の最中の高校生も心筋梗塞でした(2012-02)。原発事故現場で重機運転中の女性も心筋梗塞でした(2012-03)。

私は福島 of 自宅に戻った後、風邪をひき易くなっていることに最近気がつきました。しかも治るのに数週間もかかっています。心筋梗塞や風邪は原発事故と医学的な因果関係があるかどうか分かりません。でも福島で明らかに起こっていることなのです。子どもの甲状腺がんが増加していますが、そのほんの一部が報道されているにすぎません。

靴を履けない子ども、直ぐ転ぶ子ども、扁平足の子も、そして骨折が増えています。何故だか分かりますか。保育園へ通うのになるべく被曝させまいとして、自宅の玄関から保育園の玄関まで車で行くため、歩くことがめっきり減ってしまったのです。

6. 絶対安全(“想定外”は許されない)

中央道トンネル天井板落下事故があった後に「トンネル事故が怖くて今後トンネルを廃止しますか。原発も同じではありませんか」との新聞投書を目にしました。しかしトンネル事故と原発事故は影響の範囲が大きく異なります。原発事故は、どれ程確率が限りなくゼロに近づいても、距離の拡がりや将来世代への影響を考えると事故が起こればその被害は無限大です。原発を直ちに止めること以外に絶対的な安全はありません。

福井県でフクシマと同じことが起こったらどうしますか。前の世代から営々と守り引き継いできた、永平寺、戦国時代の史跡、東尋坊等々、が失われるばかりか、越前蟹・背子(せいこ)蟹(がに)・さより等北陸の美味しい魚が何もかも食べられなくなってしまう。琵琶湖も汚れます。そして福井の皆さん、北陸の皆さんは何処へ逃げますか。事故が真冬の、吹雪の夜の、北西の風が吹く中で、幼いお子さんを連れての道路の渋滞を、想像してみてください。

7. おわりに (日本が生まれ変わるためにも)

疲れました。こんな思いは私たち福島県民だけで十分です。私たちのような、「流浪の民」「原発難民」を再びつくってはなりません。

最後に福島県から山形県へ避難している小学生の作文を読ませて下さい。福島県自然保護協会機関誌「やえはくさんしゃくなげ」(2013-06)に載ったものです。

丸大喜 福島県自然保護協会機関誌「やえはくさんしゃくなげ」(2013-06)

<原文は「作文と教育」2012-11-01 No.795 本の泉社>

(略)今、ぼくの福島の家の庭はじょせん作業をしています。土や葉っぱや川の水にさわることもささえも注意しなければなりません。「なんで福島の子もだけが、こんな思いをしなければならないのだろう。」こう考えると、ぼくは、とても悲しい気持ちになってしまいます。この大震災では、たくさんの悲しいことがありました。地震やつ波や原発事故で、なくなった人やけがをした人がたくさんいます。その人達のためにも、この経験をむだにしていけないと思います。(中略)この震災はこれからもっともっとよりよい地球になるためにおきたことだと信じています。だから、ぼく達は、震災の経験をむだにせず、未来に向かって、ぼく達の手でよりよい地球をつくりだしていかなければならないと思います。

以上、避難生活3年目の気持ちを陳述しました。裁判官の皆様、被告席の皆様、どうか3人の小学生の心を噛みしめていただきたくお願い致します。



第 4 回口頭弁論説明会

(以下、福井地裁での口頭弁論後に午後 4 時半より真宗大谷派福井別院の会議室で行われた説明会の概要)

第 3 回口頭弁論後、原告弁護団は福井市内で記者会見に臨み、「裁判の会」やその支援者ら約 30 人が出席した。

まず弁護団は、原告側が最高裁判例を引き合いに「原発が安全だと主張する被告側に立証責任がある」と主張した点について言及。「福島の実態がありながら、なぜ原告側に（原発は）危険だという立証責任を課すのか、それはおかしい」。また「安全審査の不備が指摘されながら、審査を通っていれば安全だという判断でいいのか。裁判所は国や電力会社の言い分をうのみにしてきた姿勢を見直してほしい」と主張した点を強調した。

また、この日、原告側として法廷に立った浅田正文さんは、「陳述して裁判所に思いは伝わったか」との質問に対し、「緊張しました」とひとこと。そして「原発事故で生活を一瞬で奪われた。事故が起きれば被害は無限大。ただちに止める以外に絶対的な安全はありえない」と感想を述べた。

さらに浅田さんは、先ごろの参院選にも言及。「国民は命よりも、アベノミクスで経済を優先してしまった。両者は二者択一ではなく、命を大切にしない経済などありえない」と述べるとともに、「福島が事故が風化しているが、被災者として福



島は終わっていない」と強調した。

最後に「第三次提訴」について聞かれ、弁護団は「現時点で具体的なスケジュールが決まっているわけではありませんが、10人以上になれば検討していきたい」と述べた。(文責：永田)

◆のーなれコーナー◆

【福井弁で原発「のーなれ(なくなれ)」という思いを込めたコーナーです。ご縁のあった方々の思いを掲載するコーナーで、皆さんの忌憚のない「声」をお待ちしています。今回は4人の「のーなれの声」をお届けします。】

♥未来を奪う権利はない！

中島哲演さん(福井県)

浅田さんが満喫されてきた福島での四季折々の美しい映像、3人の子どもたちの作文や投書が魂にまで沁みました。大人たちは「原発」という王様のキンキラキンの冠や衣装に眩惑されてきたわけですが、子どもたちの素直な眼には、やはり“裸の王様”の正体が映っていることを思い知らされますね。この子らの未来を奪う権利など、私たち大人には断じてありません。

♥浅田さんの人生をかけた訴え

岩国英子さん(福井県)

浅田さんの意見陳述の中の小学生のことばに対して、『とても情緒的、理念的で裁判をあらそうことができない』というような雰囲気、被告席の様子から感じた。だが、日本全国が福島を忘れたかのような選挙結果の中で、浅田さんが実体験をとおして、人生をかけて訴えられたことは、貴重だと思います。

♥失ってからでは遅い

あさだまりこさん(石川県(福島県から避難))

福島での事故が起きたにもかかわらず、社会が変わらない、変えようとしないうちに絶望を感じる。「失ってから気付いたのでは遅い」と声を大にして言いたい。

♥津波対策だけでいいの？

芦野順介さん(福井県)

福島の事故の原因究明もできず、津波による全電源喪失によって起きたことと矮少化して津波対策のみ(それも完全でない)によって再稼働への申請をすることは、規制委員会もそれだけでGOサインを出すのだろうか？いまだ福島事故の責任所在も明らかにせぬままに責任をとらないのだから何でもできる。1945年の敗戦以来ずっとそういう無責任体制が継続していると思う。

◆関連ニュース◆

原告の一部の方々が以下のような活動を行っています。ご一読ください。

漁船による自主的避難訓練を実施

美浜原発3号機の過酷事故を想定した、県原子力防災訓練が6月16日行われ、「福井の原発をなくす裁判の会」(以下 裁判の会)の有志ら7人が参加、美浜町丹生地区で独自に訓練を見守った。訓練は実に悠長で、緊迫感はなく、住民は「お上が決め



たことに従ったまで」と冷ややか。いくつかの課題も明らかになった。

市民団体「ボランティア・セーフティネット蜘蛛の網」の“隠密行動”に自主的に合流したもの。丹生地区の住民は354人。うち訓練に参加したのは50人。大型バスが用意され、避難先の「おおい町」を目指した。

訓練を不安そうに眺める住民らは「放射能が飛び散っている時に集合なんてあるかい。自分の車で逃げるわい」(50代男性)、「滋賀県まで1時間。だれもおおい町へ逃げるもんかい」(60代女性)、「5キロ圏内に訓練を限定するのはおかしい。福島を見ろや。20キロ、30キロも危ない」(40代男性)、「(訓練を見て)複雑な思い。40年前は、のどかな島で、毎日、櫓をこいで島に渡り、畑仕事をしていた。(フクシマ以来)、原発を誘致して良かったのか、どうか」(80代女性)。おおむね、避難計画に批判的な声が飛び出した。

県の訓練とは別に、この自主行動に協力し、参加したのは越前町の漁業、藤川満喜さん(64)のイカ釣り漁船「海昌丸」(9・4トン)。「一旦、事故が起きたら道路は渋滞するやろ。船で逃げるのが一番」と胸を張る。丹生漁港に接岸すると同時に、船腹には「命のレスキュー」と大書された横断幕が風になびいた。

「原発から、うちの家は敦賀湾を挟んで5キロ圏内。事故が起きたら漁業どころじゃない。全滅する。わしゃ、県や自治体は、金ほしさに魂を売ったと思っちゃう。安全神話にだまされたという思いが強い」「わしの船は9人乗りじゃが、こうした船が30隻、50隻と集結し、避難のために漁船を活用すべき」と語る。藤川さんは、そのためにも「海のマップ」づくりが必要と提案する。

この民間レベルでの自主企画をした石森修一郎さん(66)＝坂井町＝は「県の訓練にはボランティア団体との連携が組み込まれておらず、果たして本番に役立つかどうか」と疑問符を投げかける。

手が届きそうな美浜原発の、真ん前での防災訓練。一部自衛隊、警察の車両はあるものの、訓練とは裏腹に、のんびりと釣り糸をたれる人々。「名ばかりの訓練」との、謗りは免れない。課題は、あまりに多い。

藤川さんの漁船の前で、石森さんは太鼓をたたき、「南無妙法蓮華経!!!」とお経を連呼した。避難のための合図というべきか、美浜原発を葬り去る民衆の雄叫びというべきか。「いのち」への慈しみが、そこにはあった。(文責：永田)

◆原告 ～ひと模様～◆

-原告の皆さんの中には、3.11 よりはるか以前から原発反対の明確な意志表示をしてこられた「大先達」がいっぱいいます。福井県敦賀市在住の太田和子さんもその一人です。先日、その太田さんに永田がお話を伺いました。

たった一人の抵抗

8年半、敦賀市内の街頭に立ち続けた。日本原子力発電（原電）事務所前である。無言で、ただ事務所をにらみ付け、手にした垂れ幕には「埋め立てないで、阿弥陀見（あみだみ）の浜」「原発必要ならば、まず東京へ」と掲げ、たった一人の抵抗、不服従をやったのけた女傑である。



敦賀市三島1丁目、太田和子（83）。ちょうど敦賀3，4号機の増設が取りざたされていた時期である。最初の抗議行動は友人と2人だったが、その後、太田は2003年7月から2011年11月まで、土、日を除く毎日午前10時から1

1時まで、まるで僧侶の苦行のような生活を送ったのである。「福井から原発をなくす裁判の会」（以下裁判の会）の原告団の一人でもある。

敦賀は、世界で最も美しい港町の一つだった。「わざわざ国定公園にしておきながら、原発を造るなんて想像もしていなかった。美しい自然が壊されるのが悲しくて、どうにかしたいと思ったんです」。1981年、仲間4，5人で「つるが反原発ますほのかい」を結成。「そのころは、なぎさが埋め立てられ、マスホガイも絶滅寸前。会の名前は、小さな命を大事にしていこうという思いを込めたつもりです」。

しかし、運動は広がらない。ある郷土史家は「その昔、敦賀原発がある立石地区の漁師たちは命がけで魚を獲っても、町の仲買人にただ同然で買い叩かれた。それは何百年も続いた。立石の人たちは、自分たちも原発でお金をもうける権利がある、と思ったのではない。町に対する怨念です」。太田はポンと膝を叩いたという。「庶民の歴史を知らないからダメなんだ」とアドバイスされ、独学で歴史を学ぶことになる。

「怨念」といえば、もう一つ、小さな生き物の怨念もある。「原発は、巨大な自然破壊の代表格。水辺の小さな生物が環境破壊に最も弱い。人間以外の生物の代弁者として、反原発にたどりついた訳です。小さな命も生きる権利がある、とはいえませんか」。二つの怨念が敦賀という街を席卷している。

太田は垂れ幕を掲げ、辻説法をするでもなく、ビラをまくでもない。スピーカーもない。「いや、しゃべればしゃべるほど、嫌われるんです。でも刑事さんがきて、“3，4号機決まったんだから。もう、やめなよ”とか、通行人が世間話をしていたり」。悲喜こもごもの日々が過ぎていった。

ここまでくるには、署名集めやビラ配りにも奔走した。敦賀3，4号機増設工事（測量）に反対する新增設反対県民20万署名、住民投票条例制定などできることは、すべて手を尽くした。しかし、壁はあまりにも厚かった。

今、現在、参議院選を終えたばかりの時の政権は、
全国の原発再稼働に、必ずゴーサインを出すだろう。
「もう、私はどうでもいい。好きにしろ」と突
き放す一方で、こう結んだ。「人間は滅んでもいい。

でも地球を道連れにするな。必ずフクシマでやめて
おけばよかった、と思う時代がくる」。ズシリとく
る忠告である。
(文責：永田)

新聞記事スクラップ

大飯差し止め訴訟
住民側が意見陳述
第3回口頭弁論
県内の住民ら189
人が関西電力を相手取
り、大飯原発3、4号
機の運転差し止めを求
めた訴訟の第3回口頭
弁論が24日、福井地裁
(樋口英明裁判長)で
あり、住民側が意見を

述べた。
福島第1原発事故
後、福島県から金沢市
に避難している浅田正
文さん(72)が「原発事
故で、今も15万人もの
人々が避難生活を強い
られている。『原発難
の合理性に関する主張
は一定の条件を想定し
た計算に過ぎず、裁判
日。』」と述べた。

2013年7月25日
福井新聞
大飯原発差し止め
第3回の口頭弁論
住民訴訟、福井地裁
安全性が保証されない
まま関西電力大飯原発
3、4号機(おおい町)
を再稼働させたとして
本県などの住民189人
が関電に運転差し止めを
求めた訴訟の第3回口頭
弁論が24日、福井地裁で
あった。準備書面で原告
側は「国の安全審査の結
果を主張するだけでなく、
安全基準の合理性につ
いても、具体的な根拠
や資料を示して立証する
責任がある」と主張した。

特に地震の安全基準
は、原発の立地場所を問
わず、国内で観測した最
大値のマグニチュード
(M)9.0を想定した
安全対策が必要とした。
原告の一人で福島県か
ら金沢市に避難している
浅田正文さん(72)は意見
陳述で、福島の現状を写
真で説明しながら「原発
を止めること以外に絶対
的な安全はない。『原発
を再びつくってはなら
ない』と訴えた。

福井市内で会見した原
告側は「安全審査を
通ってはいれば安全とい
う判断でいいの。裁判
所は国や電力会社の言っ
たことをのみにしてき
た。審査の在り方を見直
してほしい」と話した。
次回弁論は10月8日。

2013年7月25日
大飯原発安全性
被告が立証を
訴訟で原告主張
県民ら189人が関西電
力に大飯原発3、4号機
の運転差し止めを求めた訴訟
の第3回口頭弁論が24日、
福井地裁(樋口英明裁判
長)であった。原告側は最
高裁判例を引き合いに「原
発が安全だと主張する被告

側は立証責任がある」と主
張した。
関電側はこの日までに、
使用済み核燃料の危険性な
どを指摘した原告側の書面
に対し、「非常に危険とす
る点などを争う」などと、
多くの論点について「不
知ないし争う」と回答した。
原告側は、福島県田村市
から金沢市に避難してい
る浅田正文さん(72)が「原
発事故で生活を一時で奪
われた。事故が起きれば被
害は無限大。ただちに止め
る以外に絶対的な安全はあ
りえない」と意見を述べ
た。
会見で、浅田さんは「参
院選の結果を見ても福島の
事故が風化しているが、ま
だ問題は終わっていない」
と話した。第4回口頭弁論
は10月8日午後4時から。
(根津 弥)

2013年7月25日
福井新聞
大飯原発差し止め
第3回の口頭弁論
住民訴訟、福井地裁
安全性が保証されない
まま関西電力大飯原発
3、4号機(おおい町)
を再稼働させたとして
本県などの住民189人
が関電に運転差し止めを
求めた訴訟の第3回口頭
弁論が24日、福井地裁で
あった。準備書面で原告
側は「国の安全審査の結
果を主張するだけでなく、
安全基準の合理性につ
いても、具体的な根拠
や資料を示して立証する
責任がある」と主張した。

特に地震の安全基準
は、原発の立地場所を問
わず、国内で観測した最
大値のマグニチュード
(M)9.0を想定した
安全対策が必要とした。
原告の一人で福島県か
ら金沢市に避難している
浅田正文さん(72)は意見
陳述で、福島の現状を写
真で説明しながら「原発
を止めること以外に絶対
的な安全はない。『原発
を再びつくってはなら
ない』と訴えた。

福井市内で会見した原
告側は「安全審査を
通ってはいれば安全とい
う判断でいいの。裁判
所は国や電力会社の言っ
たことをのみにしてき
た。審査の在り方を見直
してほしい」と話した。
次回弁論は10月8日。

2013年7月25日
大飯原発安全性
被告が立証を
訴訟で原告主張
県民ら189人が関西電
力に大飯原発3、4号機
の運転差し止めを求めた訴訟
の第3回口頭弁論が24日、
福井地裁(樋口英明裁判
長)であった。原告側は最
高裁判例を引き合いに「原
発が安全だと主張する被告

側は立証責任がある」と主
張した。
関電側はこの日までに、
使用済み核燃料の危険性な
どを指摘した原告側の書面
に対し、「非常に危険とす
る点などを争う」などと、
多くの論点について「不
知ないし争う」と回答した。
原告側は、福島県田村市
から金沢市に避難してい
る浅田正文さん(72)が「原
発事故で生活を一時で奪
われた。事故が起きれば被
害は無限大。ただちに止め
る以外に絶対的な安全はあ
りえない」と意見を述べ
た。
会見で、浅田さんは「参
院選の結果を見ても福島の
事故が風化しているが、ま
だ問題は終わっていない」
と話した。第4回口頭弁論
は10月8日午後4時から。
(根津 弥)

4号機(おおい町)の
運転差し止めを求めた
民事訴訟の第3回口頭
弁論が24日、福井地裁
であった。原告側は書
面で、同原発で起
こり得る地震について
「少なくとも東日本大
震災のマグニチュード
(M)9.0を想定す
べきだ」と主張した。
同原発で想定される
地震がM7.3である
点に対する主張で、過
去最大の地震を想定し
た計算に過ぎず、裁判
日。』」と述べた。

た安全対策を取らなけ
れば、「過酷事故が起
きる危険性がある」と
指摘した。また、三つ
の断層が連動して地震
が起きた場合、原子炉
を緊急停止させる制御
棒の挿入時間が基準値
を超えるとした。
同原発から発生する
使用済み核燃料につい
て、原告側が前回の弁
論で危険性を指摘した
ことに対し、関電側は
書面で「争う」などと

2013年7月25日
福井新聞
大飯原発差し止め
第3回の口頭弁論
住民訴訟、福井地裁
安全性が保証されない
まま関西電力大飯原発
3、4号機(おおい町)
を再稼働させたとして
本県などの住民189人
が関電に運転差し止めを
求めた訴訟の第3回口頭
弁論が24日、福井地裁で
あった。準備書面で原告
側は「国の安全審査の結
果を主張するだけでなく、
安全基準の合理性につ
いても、具体的な根拠
や資料を示して立証する
責任がある」と主張した。

特に地震の安全基準
は、原発の立地場所を問
わず、国内で観測した最
大値のマグニチュード
(M)9.0を想定した
安全対策が必要とした。
原告の一人で福島県か
ら金沢市に避難している
浅田正文さん(72)は意見
陳述で、福島の現状を写
真で説明しながら「原発
を止めること以外に絶対
的な安全はない。『原発
を再びつくってはなら
ない』と訴えた。

福井市内で会見した原
告側は「安全審査を
通ってはいれば安全とい
う判断でいいの。裁判
所は国や電力会社の言っ
たことをのみにしてき
た。審査の在り方を見直
してほしい」と話した。
次回弁論は10月8日。

2013年7月25日
大飯原発安全性
被告が立証を
訴訟で原告主張
県民ら189人が関西電
力に大飯原発3、4号機
の運転差し止めを求めた訴訟
の第3回口頭弁論が24日、
福井地裁(樋口英明裁判
長)であった。原告側は最
高裁判例を引き合いに「原
発が安全だと主張する被告

側は立証責任がある」と主
張した。
関電側はこの日までに、
使用済み核燃料の危険性な
どを指摘した原告側の書面
に対し、「非常に危険とす
る点などを争う」などと、
多くの論点について「不
知ないし争う」と回答した。
原告側は、福島県田村市
から金沢市に避難してい
る浅田正文さん(72)が「原
発事故で生活を一時で奪
われた。事故が起きれば被
害は無限大。ただちに止め
る以外に絶対的な安全はあ
りえない」と意見を述べ
た。
会見で、浅田さんは「参
院選の結果を見ても福島の
事故が風化しているが、ま
だ問題は終わっていない」
と話した。第4回口頭弁論
は10月8日午後4時から。
(根津 弥)

書籍紹介

『**原発ゼロをあきらめない 反原発という生き方**』安富歩[編] 小出裕章 中嶋哲演 長谷川羽衣子 明石書店 1600 円

帯の文句「誰のためでもなく、自分のために。政府は原発で成長戦略。でも絶望したら終わりだ。原発は絶望で稼働するのだから。これからも NO! と言いつけるためのヒントがここにある」。

【編集後記】浅田正文さんの深い悲しみ、怒り、そして脱原発への願い……。自らの人生を台無しにされた浅田さんの訴えをどう受け止められたでしょうか◆本号「その 2」の第 2 準備書面及び第 3 準備書面は、一読するには質的・量的に大変かもしれませんが、トライしてみてください。特に第 3 準備書面は「立証責任」のあり方を訴えたものであり、この裁判の総体的な枠組みに関わる極めて重要なテーマです◆今回はスペースの都合上ニュースクリップは休載です◆浅田さんの訴えと重なる「大事なこと」という詩の一部を紹介します。

2011 年 3 月 11 日から
僕たち 200 万県民は
大切なことを発見しました

毎日毎日、毎年毎年
同じようなことが
繰り返される
退屈きわまりないような
日常こそが
僕たち人間にとって
かけがえのない 大切なものだったのかを
(後略)
(『安達太良のあおい空』あらおしゅんすけ詩集 山猫軒書房)

▼用語解説▲

－求釈明－

字面通りには「釈明」(詳しい説明)を「求」めるという意味です。今回の裁判所からの求釈明は、民事訴訟法第 149 条第 1 項の「裁判長は、口頭弁論の期日又は期日外において、訴訟関係を明瞭にするため、事実上及び法律上の事項に関し、当事者に対して問いを發し、又は立証を促すことができる。」を抛り所として行われているものです。逆に当事者が裁判長を介して相手方へ「釈明」を「求」めるということも可能です(同条第 3 項)。

－準備書面－

法廷の場で原告と被告がお互いの見解を主張することを「口頭弁論」と言い、民事訴訟では「口頭」で議論を行うことが原則となっています。民事訴訟法第 87 条では「1.当事者は、訴訟について、裁判所において口頭弁論をしなければならない・・・。」となっています。しかし、現実には口頭でなされる複雑な主張を裁判所や相手方が正確に理解したり、それを記憶しつづけることは極めて困難です。また上訴がされた場合、上訴審が当事者の主張を理解するには、もう一度、口頭で当事者の主張をはじめから聞き直す必要があるわけですが、これも極めて時間を要するということで、これらの弊害を解決するため、民事訴訟法第 161 条第 1 項では「口頭弁論は、書面で準備しなければならない。」ということが規定されています。今回の訴訟でも、この条文に従って双方からの陳述を記載した書面が裁判所に提出されているわけです。